

第2章

現状と課題

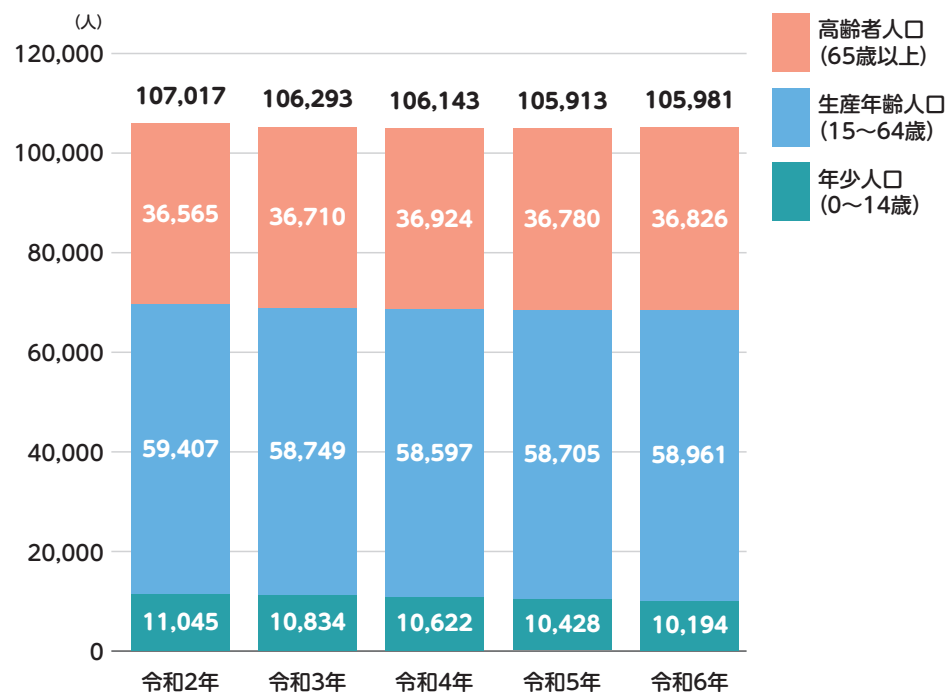
1.こども・若者を取り巻く現状

(1)人口の状況

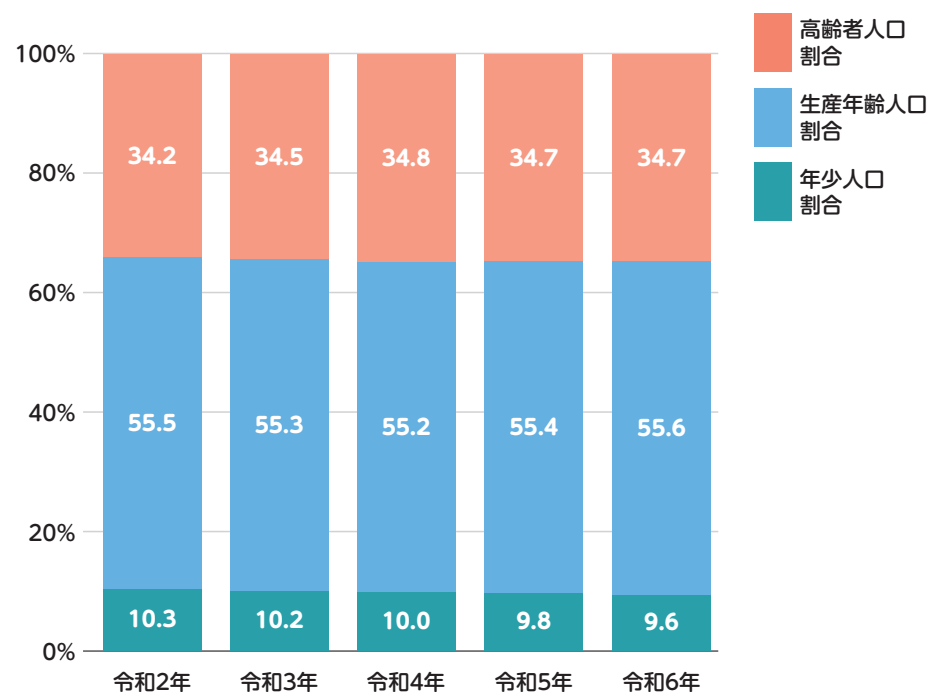
①総人口と年齢階層別人口の推移

本市の総人口は微減から横ばいで推移しており、令和6年4月1日現在で105,981人となっています。年齢階層別人口では、令和2年と令和6年の比較で、年少人口が851人の減少、生産年齢人口が446人の減少となっている一方、高齢者人口は横ばいで推移しています。年齢階層別人口割合は、令和6年で年少人口が9.6%、生産年齢人口が55.6%、高齢者人口が34.7%となっています。

【総人口と年齢階層別人口の推移】



【年齢階層別人口割合の推移】

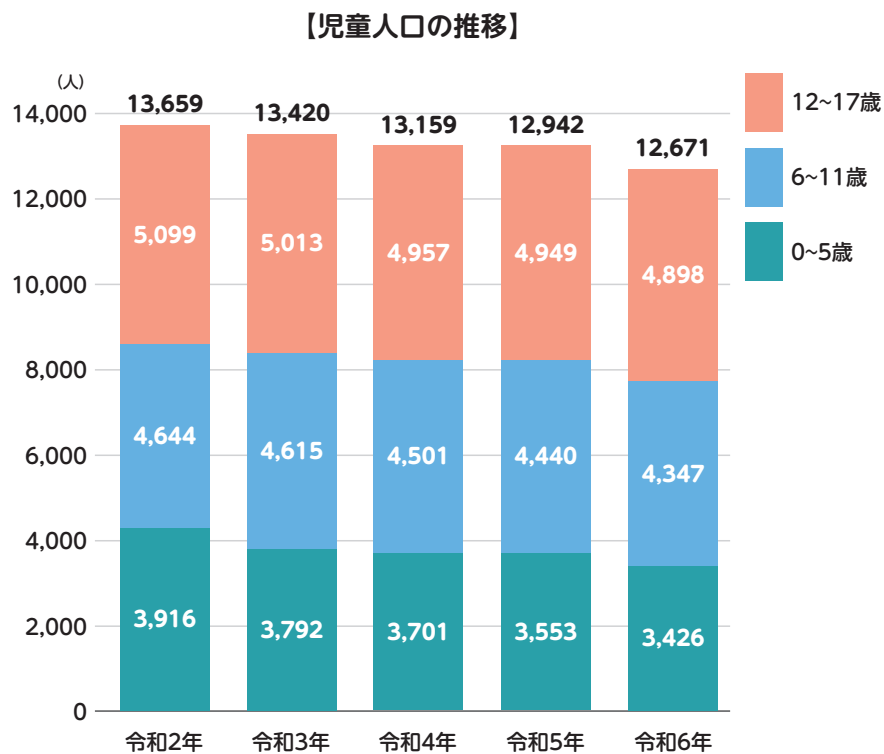


資料:住民基本台帳(各年4月1日)

※上記グラフに記載の構成比は、小数第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

②18歳未満人口の推移

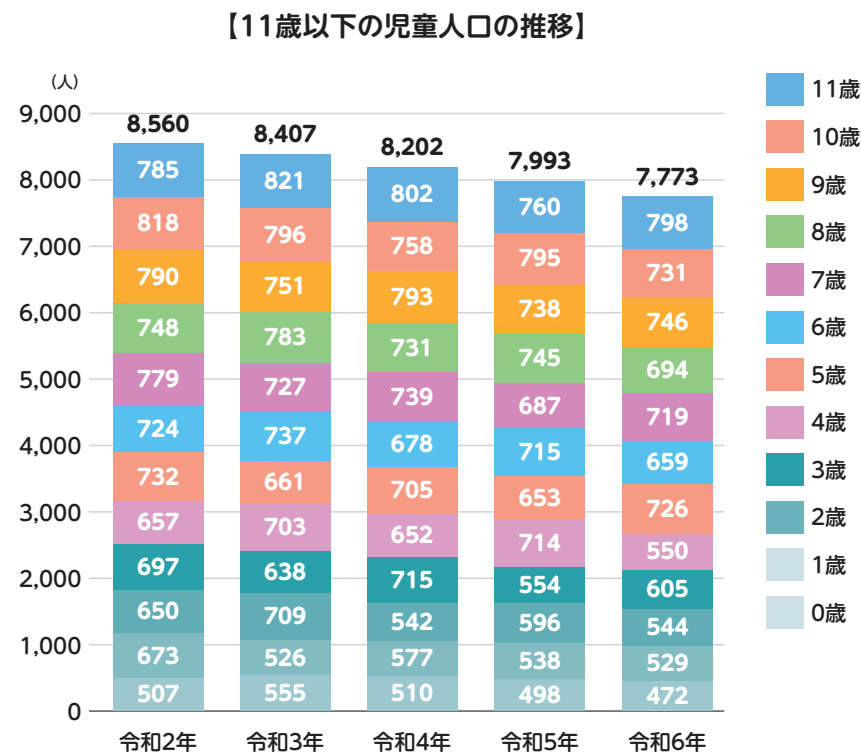
本市の18歳未満の人口は減少傾向となっており、令和6年4月1日現在で12,671人、令和2年と令和6年の比較で988人の減少となっています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

③11歳以下の児童人口の推移

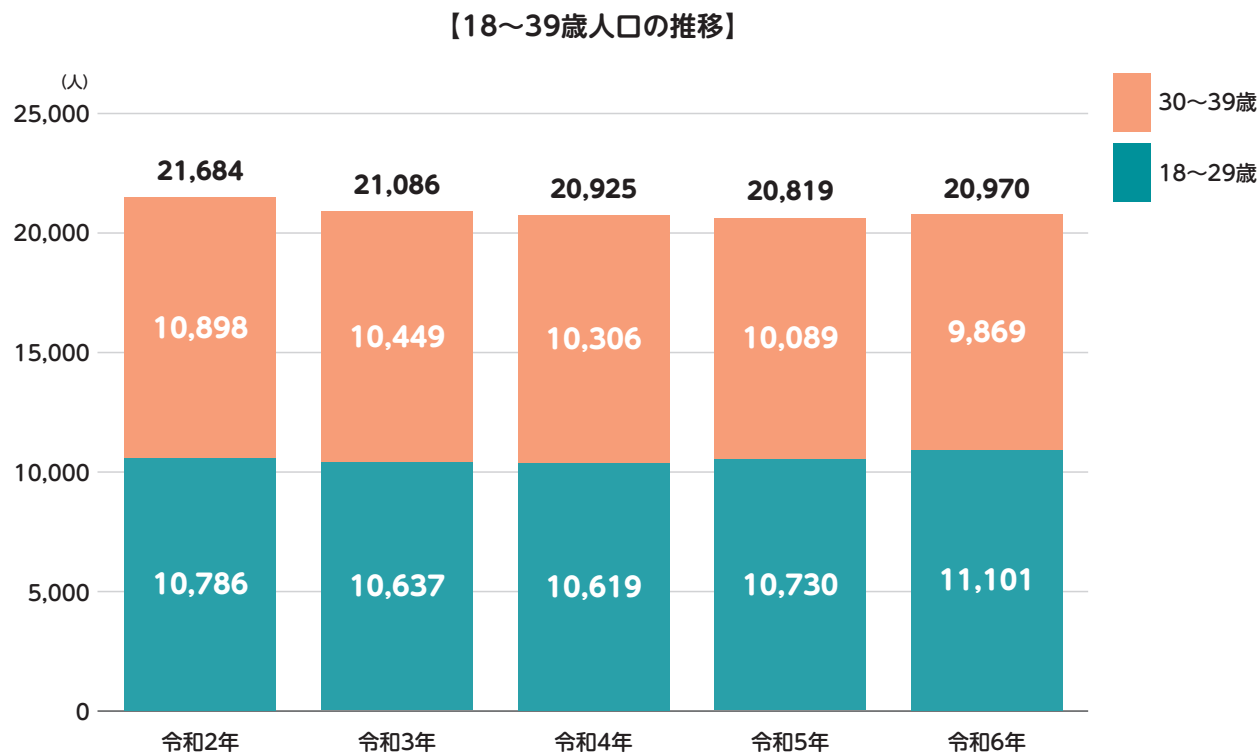
11歳以下の児童人口についても減少傾向となっており、令和6年4月1日現在で7,773人、令和2年と令和6年の比較で787人の減少となっています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

④18～39歳人口の推移

本市の18～39歳人口は、令和5年まで減少傾向にあったものの、令和6年は増加に転じ、令和6年4月1日現在で20,970人となっています。年齢別で見ると、30～39歳は減少傾向にあり、令和2年と令和6年の比較で1,029人の減少となっています。一方、18～29歳は令和5年に増加に転じ、令和2年と令和6年の比較で315人の増加となっています。

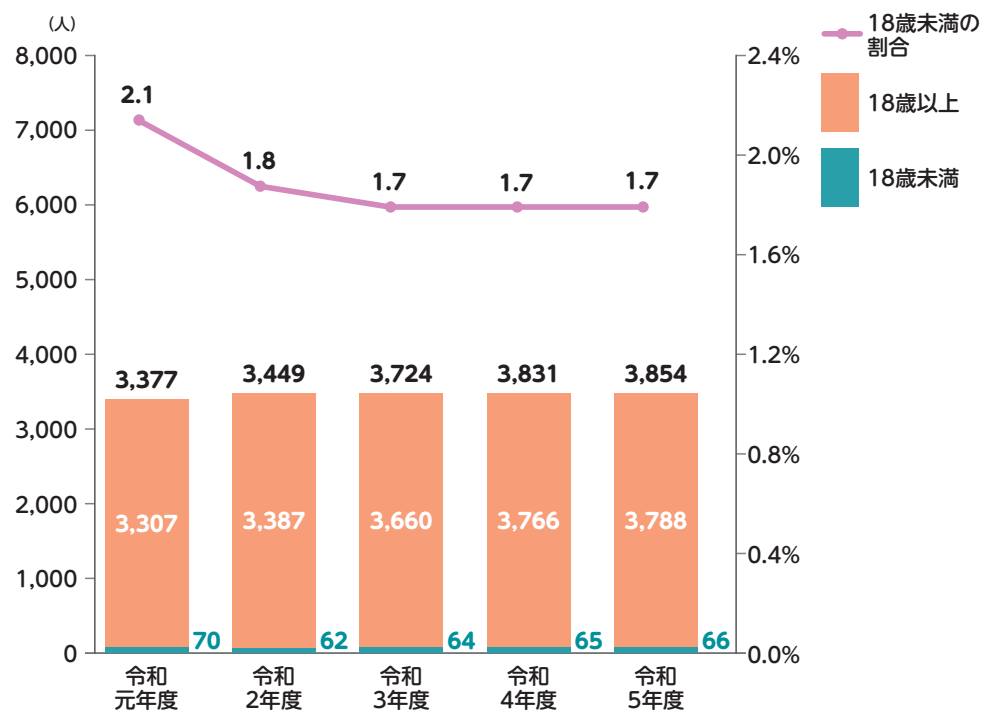


資料:住民基本台帳(各年4月1日)

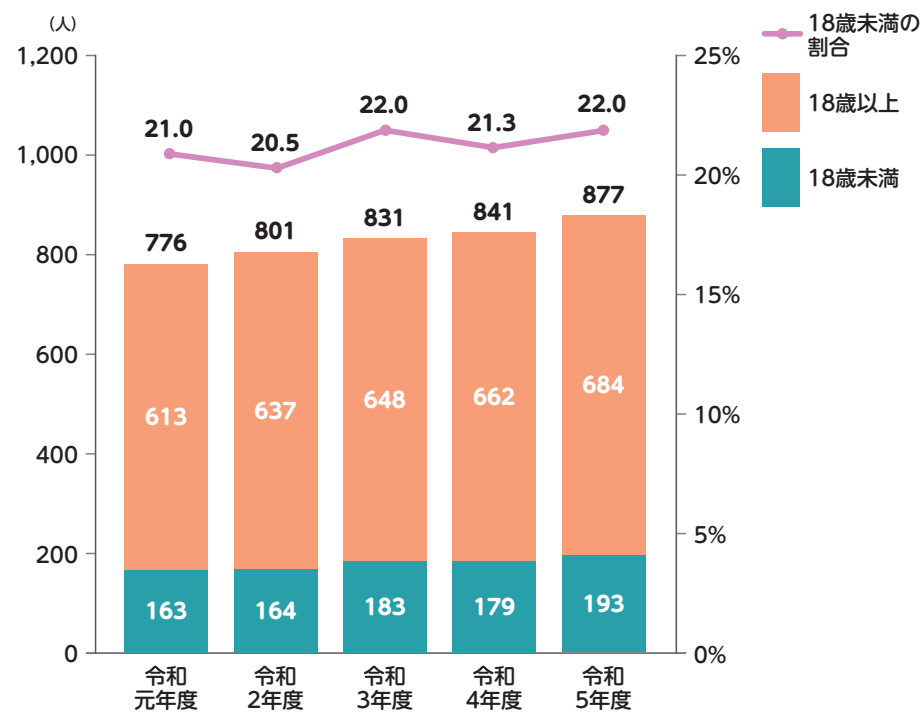
⑤障害児数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は増加傾向にありますが、そのうち18歳未満の人数は横ばいで推移しており、令和5年度は66人となっています。一方、療育手帳所持者数は、18歳未満も含め増加傾向にあり、令和5年度は193人、令和元年度と令和5年の比較で30人の増加となっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移】



【療育手帳所持者数の推移】

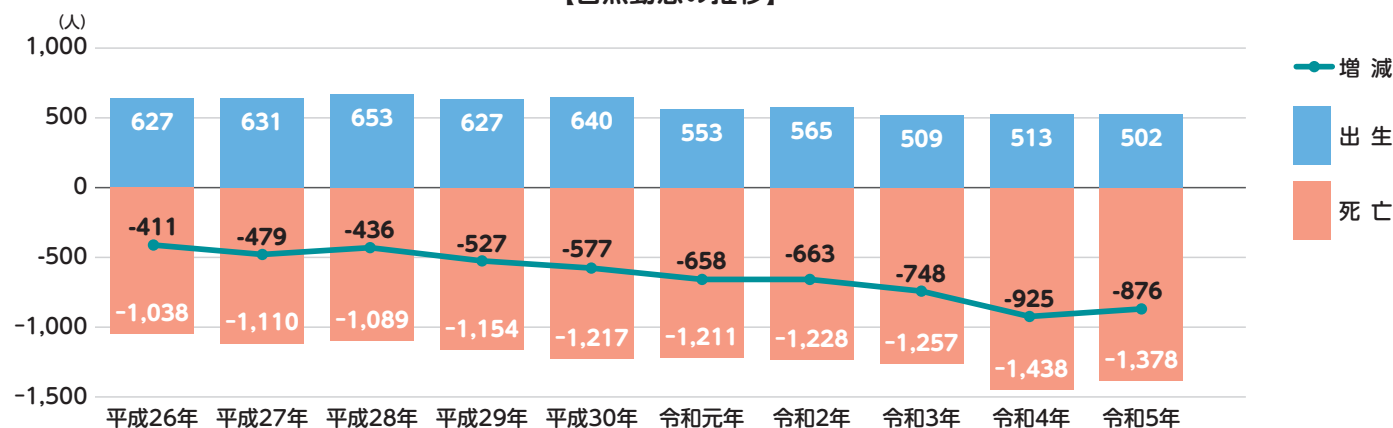


資料:障害福祉課(各年3月31日)

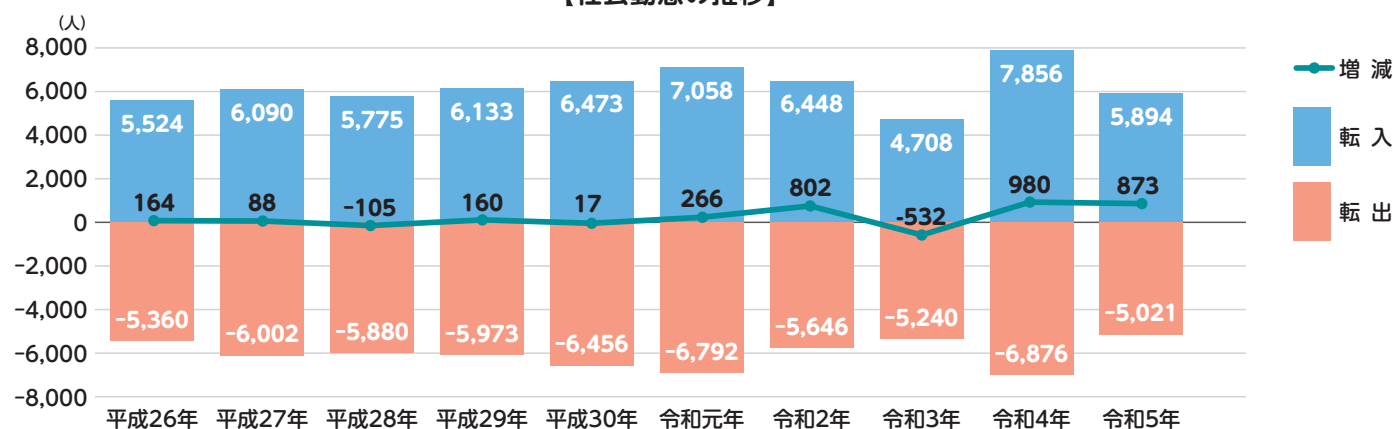
(2) 自然動態・社会動態の推移

本市の自然動態(出生・死亡による人口動態)は、一貫して減少傾向となっており、令和5年は876人のマイナスとなっています。社会動態(転入・転出による人口動態)は、過去10年間は増減を繰り返しており、令和3年は532人のマイナスとなったものの、令和4年は980人のプラスに転じ、令和5年も873人のプラスとなっています。

【自然動態の推移】



【社会動態の推移】



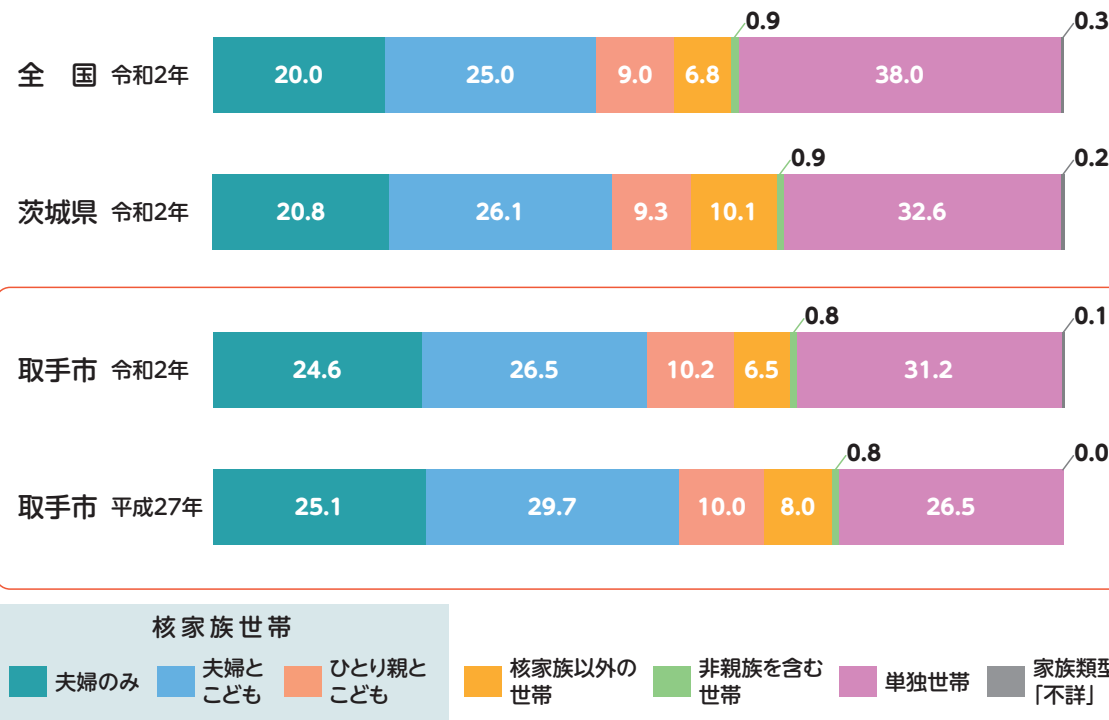
資料:統計とりで

(3) 世帯の状況

①一般世帯の状況

家族類型別の一般世帯の構成比をみると、本市は全国や茨城県に比べ、「核家族世帯」の割合が高く、中でも「夫婦のみ」の割合が高くなっています。平成27年と令和2年の比較では、「夫婦とこども」の割合が減少している一方、全国や茨城県よりは割合が低いものの「単独世帯」の増加が大きくなっています。また、一般世帯数を経年で比較すると、平成27年から令和2年の5年間で1,915世帯の増加となっており、家族類型別では「単独世帯」に加えて「ひとり親とこども」「夫婦のみ」が増加している一方、「夫婦とこども」、「三世帯世帯」が減少しています。

【家族類型別 一般世帯の構成比】



【家族類型別 一般世帯数及び構成比の推移】

単位:世帯、%

世帯の家族類型	平成27年		令和2年		H27-R2 増減
	実数	構成比	実数	構成比	
核家族世帯	28,130	64.8	27,842	61.4	-288
夫婦のみ	10,884	25.1	11,168	24.6	284
夫婦とこども	12,919	29.7	12,038	26.5	-881
ひとり親とこども	4,327	10.0	4,636	10.2	309
男親とこども	723	1.7	756	1.7	33
女親とこども	3,604	8.3	3,880	8.6	276
核家族以外の世帯	3,463	8.0	2,936	6.5	-527
非親族を含む世帯	326	0.8	373	0.8	47
単独世帯	11,497	26.5	14,161	31.2	2,664
家族類型「不詳」	17	0.0	36	0.1	19
合計	43,433	100.0	45,348	100.0	1,915
(再掲)三世帯世帯	2,364	5.4	1,836	4.0	-528

(注)一般世帯とは、病院、寮などの施設を除いた世帯

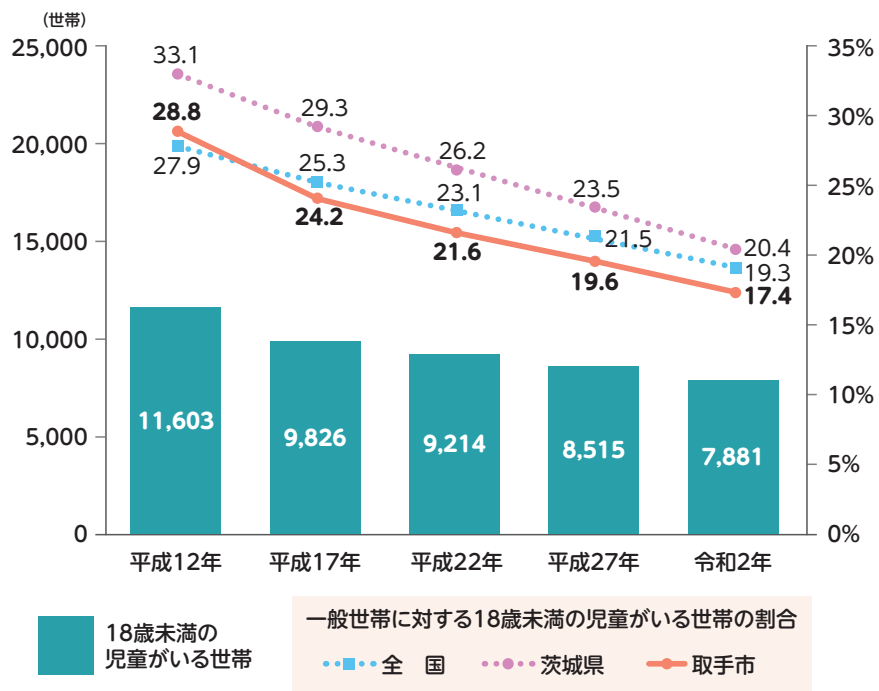
資料:国勢調査

※上記グラフ・表に記載の構成比は、小数第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

②18歳未満の児童のいる世帯の状況

本市の18歳未満の児童のいる世帯数は減少傾向にあり、令和2年には7,881世帯となっています。一般世帯に対する18歳未満の児童のいる世帯の割合も減少傾向となっており、平成17年以降は全国、茨城県の平均を下回る水準で推移し、令和2年は17.4%となっています。

【18歳未満の児童のいる世帯数及び一般世帯に対する割合の推移】

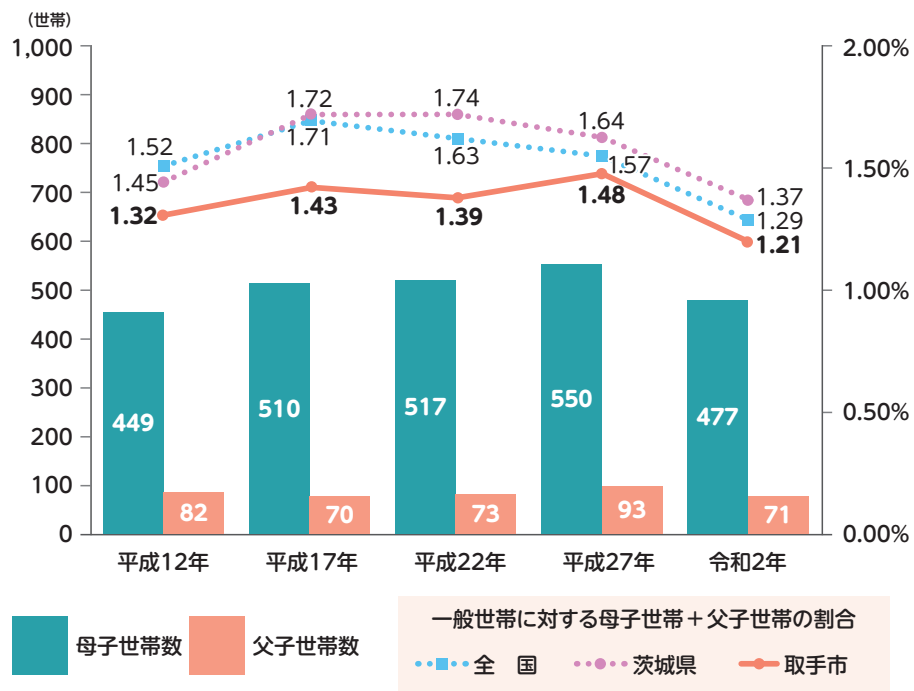


資料:国勢調査

③ひとり親世帯(母子世帯・父子世帯)の状況

本市の母子世帯数は、平成27年までは増加傾向で推移していましたが、令和2年に減少に転じ477世帯、父子世帯数は令和2年で71世帯となっています。また、一般世帯に対するひとり親世帯(母子世帯・父子世帯)割合をみると、平成27年までは1.3~1.4%前後で推移していましたが、令和2年はやや減少し1.21%となり、一貫して全国、茨城県の平均を下回っているものの、その差は縮まりつつあります。

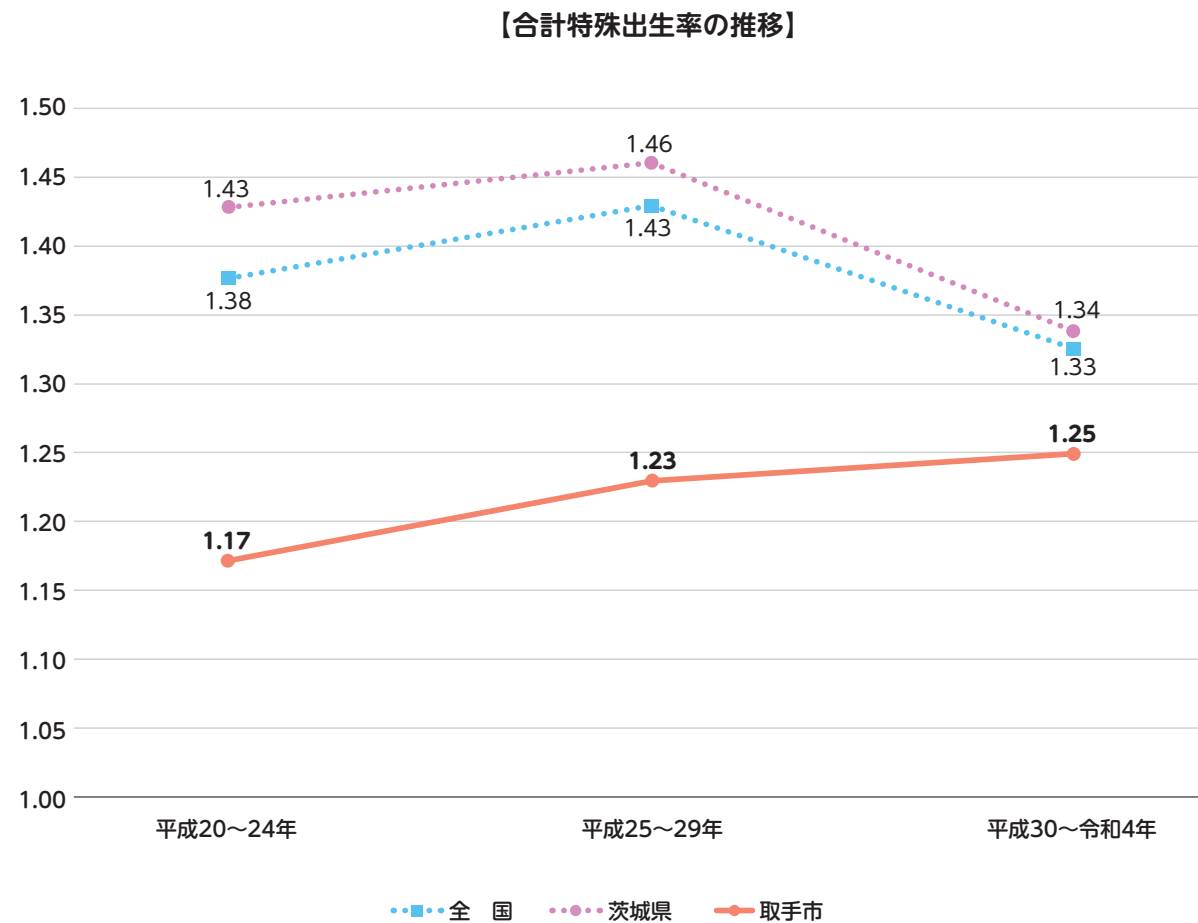
【ひとり親世帯(母子世帯・父子世帯)数及び一般世帯に対する割合の推移】



資料:国勢調査

(4) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は上昇傾向にあるものの、一貫して全国、茨城県の平均を下回っており、平成30年～令和4年は1.25となっています。

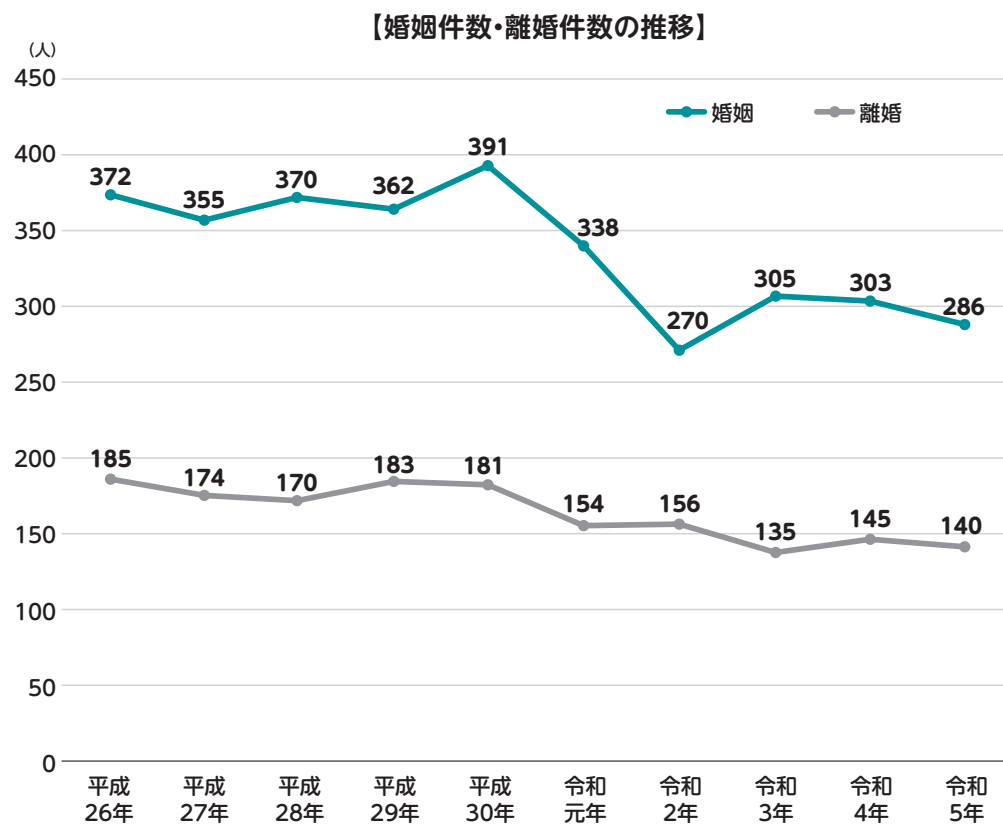


資料:人口動態統計特殊報告

(5) 婚姻の状況

① 婚姻件数・離婚件数の推移

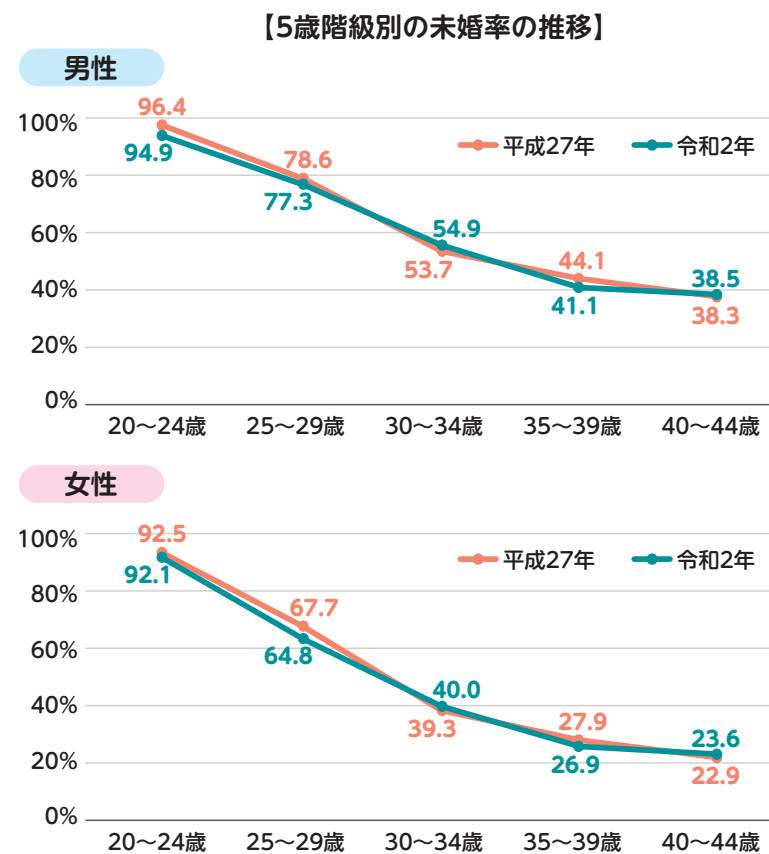
本市の婚姻件数は、平成30年までは350～400件の間で推移していたものの、令和元年以降減少し、令和2年は270件、その後300件前後で推移し、令和5年は286件となっています。離婚件数については、平成30年までは横ばいで推移していましたが、婚姻件数と同様に令和元年以降減少し、150件前後で推移しています。



資料:統計とりで

② 未婚率の推移

本市の未婚率について、20歳から44歳までを男女及び年齢5歳区分でみると、平成27年と令和2年の比較で顕著な差はないものの、男性は35～39歳、女性は25～29歳の減少幅がやや大きくなっています。

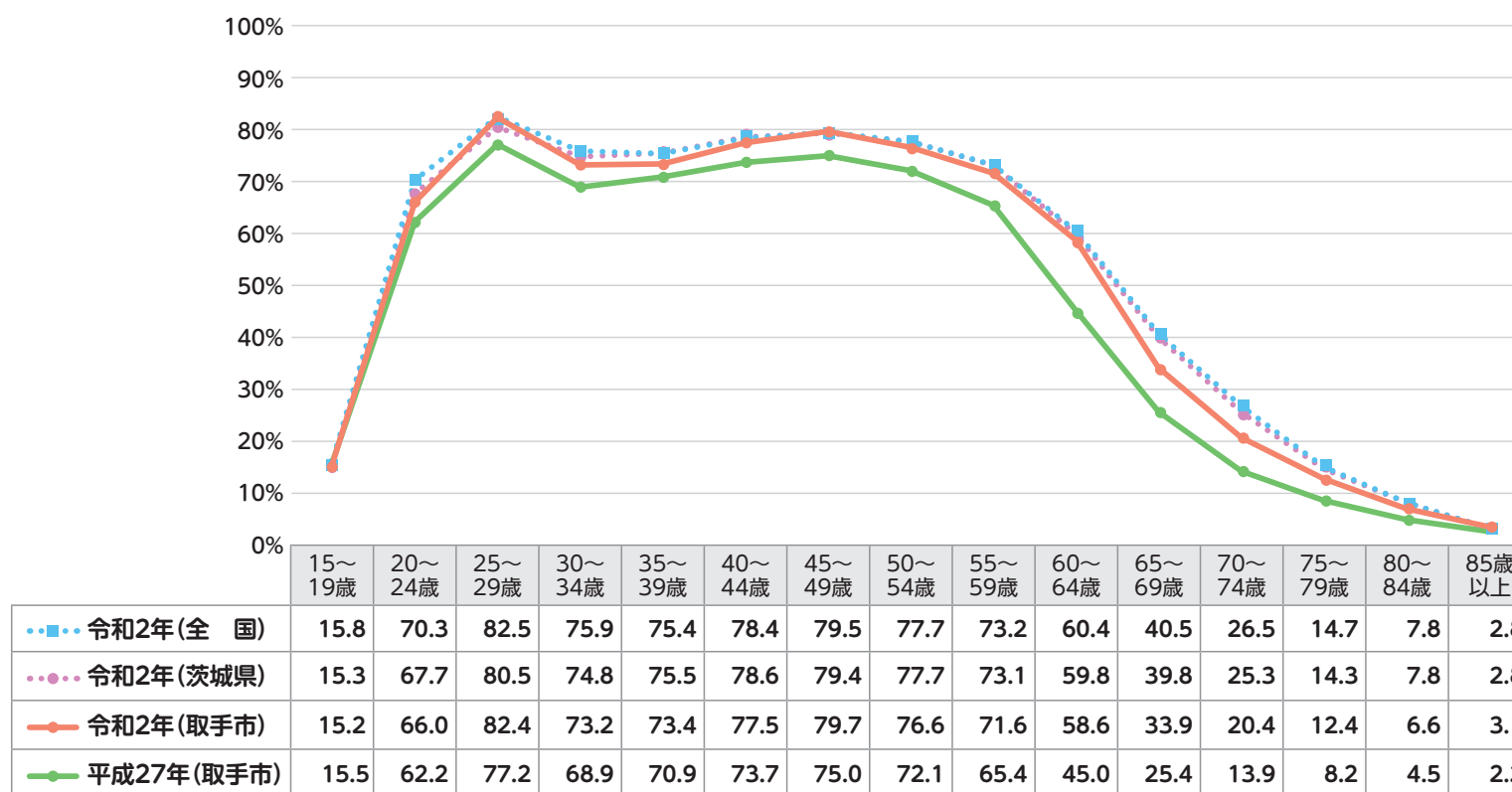


資料:国勢調査

(6) 女性就業率の状況

女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる30代で一時的に低下し、40代で再び上昇する、いわゆる「M字カーブ※」となっています。平成27年と比較すると、M字カーブの底が上昇しており、30代女性の就業率の高まりがみられるものの、全国、茨城県の平均は下回る水準となっています。

【女性就業率の推移】



※M字カーブ:女性の年齢別就業率をみると、結婚出産期に当たる20代後半から30代にかけて一時低下し、その後再び上昇している。これをグラフで描くとM字のカーブになることからこう呼ばれている。

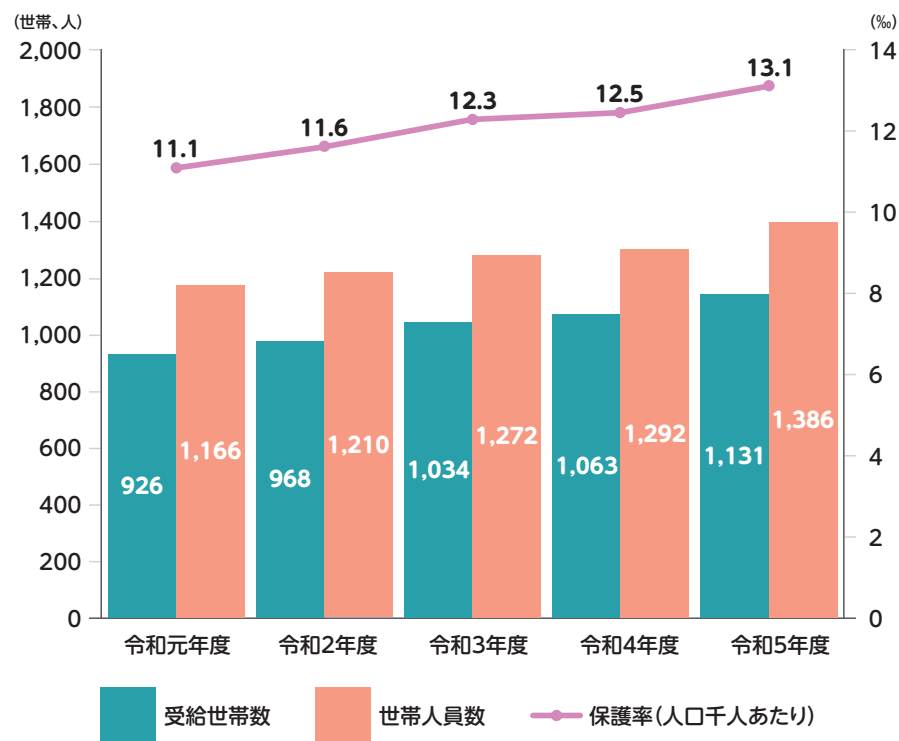
資料:国勢調査

(7) 経済的支援の状況

①生活保護受給世帯数及び保護率

本市の生活保護受給世帯数は、増加傾向で推移しており、令和5年度は1,131世帯、人員数は1,386人、人口千人あたりの保護率は13.1人(13.1‰※)となっています。

【生活保護受給世帯数及び保護率の推移】



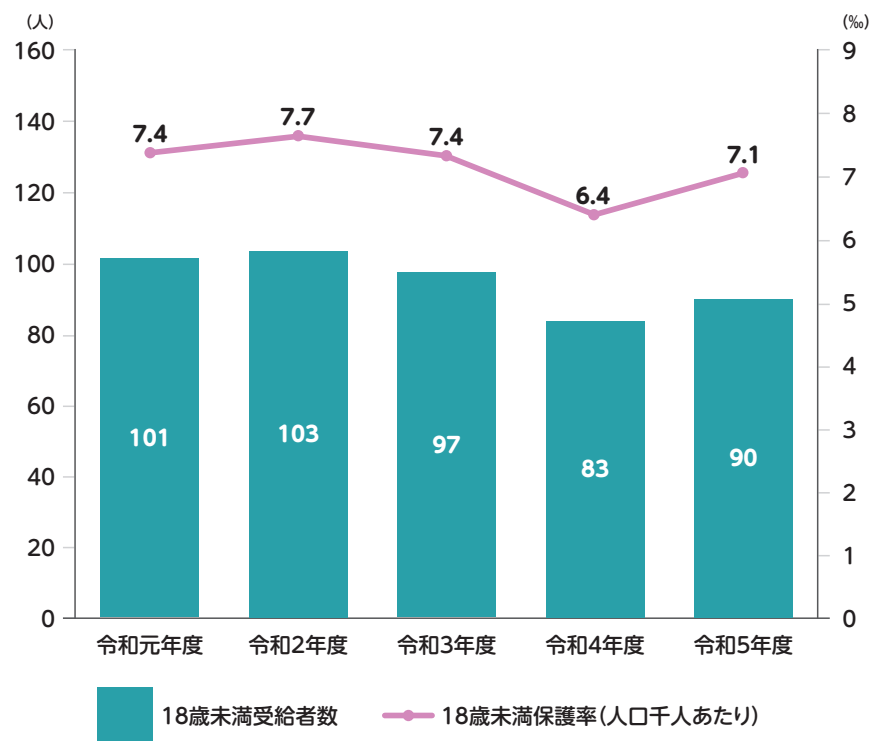
※‰(パーミル):1000分の1を1とする単位(千分率)であり、1‰は0.1%となる。

資料:社会福祉課(各年度3月31日現在)

②生活保護受給世帯に属する18歳未満の人数及び保護率

本市の生活保護受給世帯に属する18歳未満の人数は、100人前後で推移しており、令和5年度は90人、18歳未満人口に占める人口千人あたりの保護率は7.1人(7.1‰)となっています。

【生活保護受給世帯に属する18歳未満の人数及び保護率の推移】

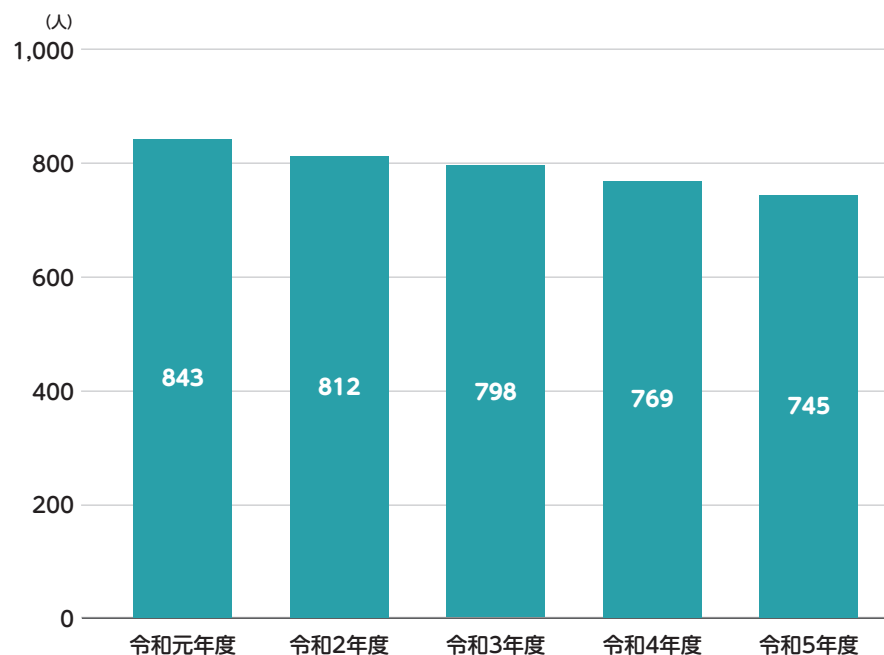


資料:社会福祉課(各年度3月31日現在)

③児童扶養手当受給者数

本市の児童扶養手当受給者数は、少子化に伴い減少が続いており、令和5年度は745人となっています。

【児童扶養手当受給者数の推移】

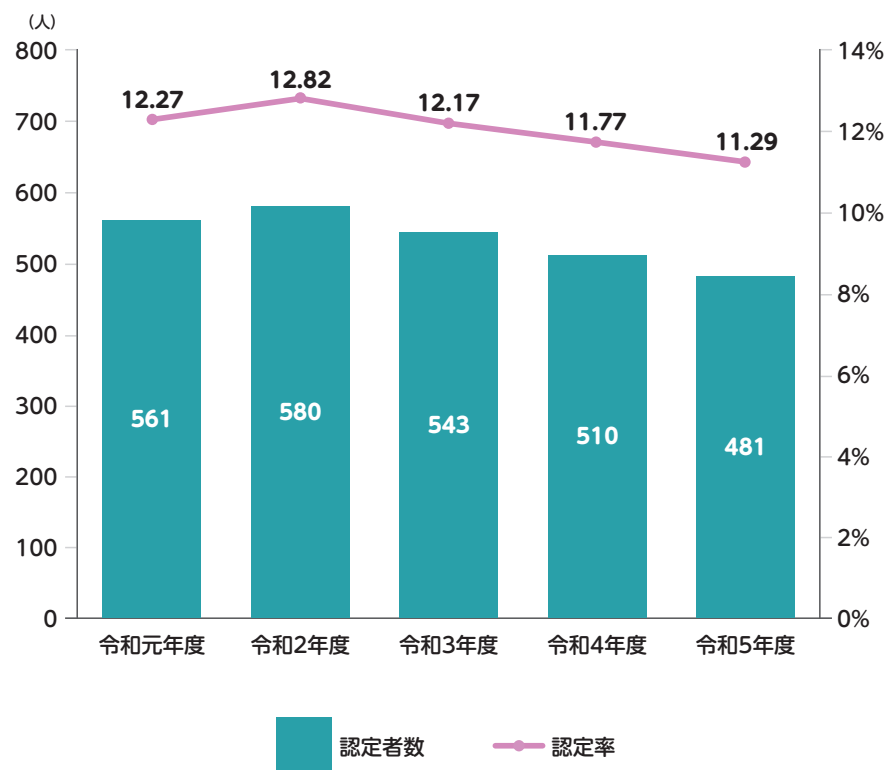


資料:子育て支援課

④小学校就学援助費認定者数及び認定率

本市の小学校就学援助費認定者数は、令和3年度以降、減少傾向となっており、令和5年度は481人、認定率は11.29%となっています。

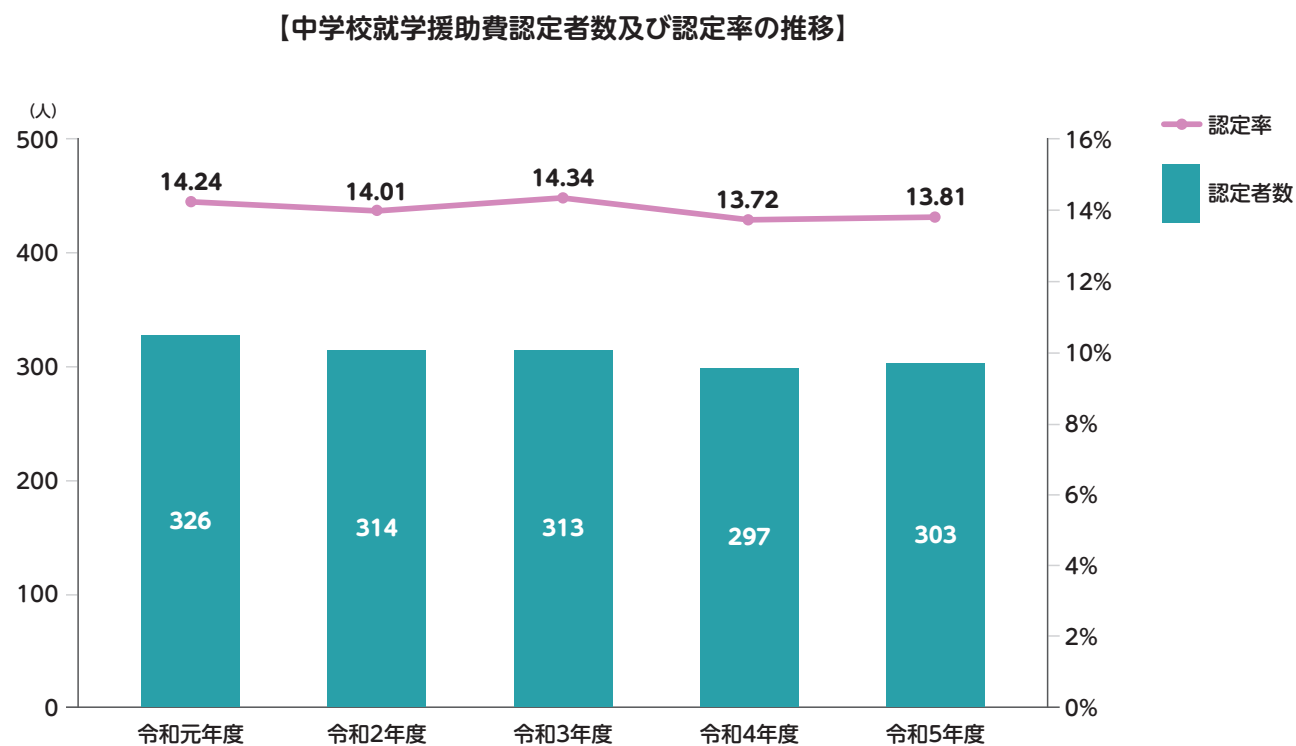
【小学校就学援助費認定者数及び認定率の推移】



資料:学務課

⑤ 中学校就学援助費認定者数及び認定率

本市の中学校就学援助費認定者は、微減から横ばいで推移しており、令和5年度は303人、認定率は13.81%となっています。



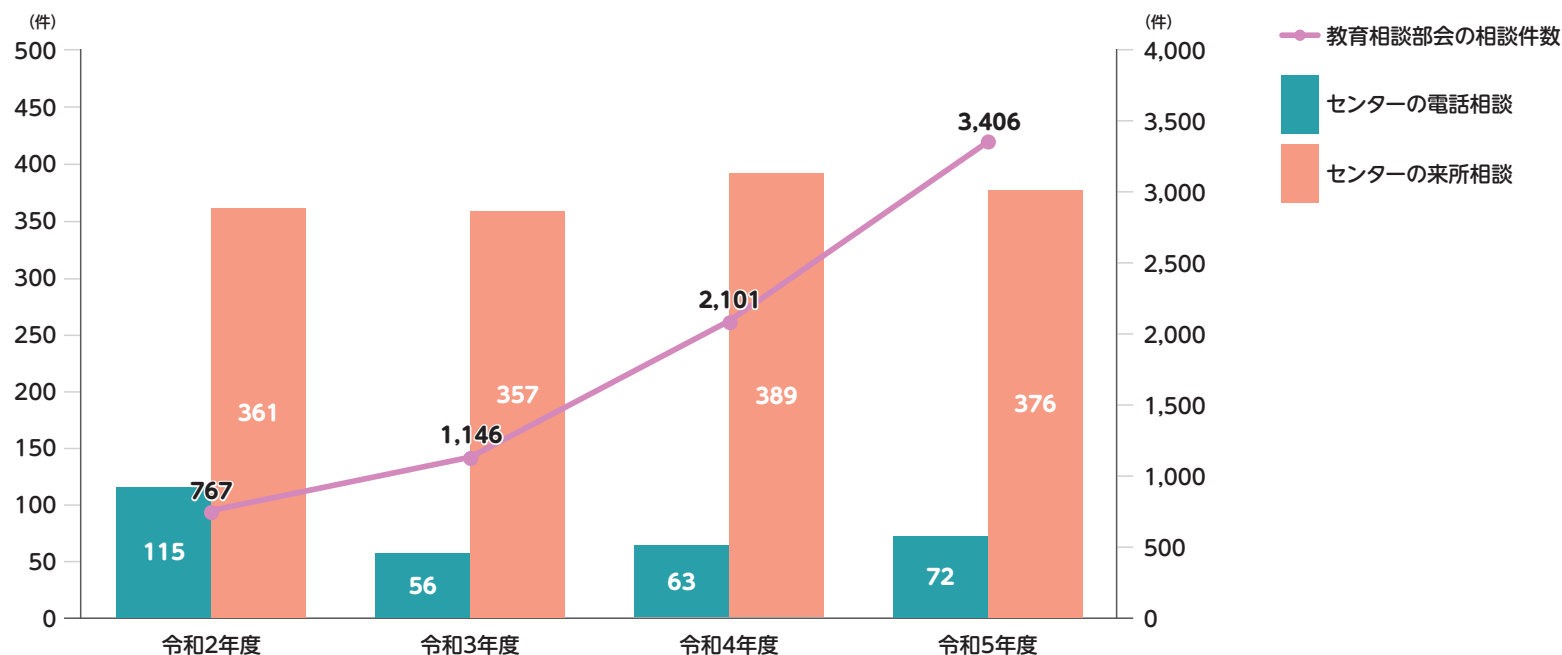
資料:学務課

(8) 学校教育関連の状況

①教育総合支援センターの相談件数

教育総合支援センターにおける相談件数について、令和5年度の電話相談は72件、来所相談は376件となっています。教育相談部会※の扱う相談件数は令和5年度は3,406件と大きく増加しており、児童生徒の多様な悩みや不安等に対し、継続して支援を行っています。

【教育総合支援センターの相談件数の推移】



※教育相談部会…児童生徒の不安や悩み、困りごとに対してチームで支援を行う体制。令和2年度より全ての学校に配置し、学校の教職員だけでなく、教育総合支援センターからスクールカウンセラー・スーパーバイザー、学校連携支援員等が参加し、児童生徒をサポートしている。

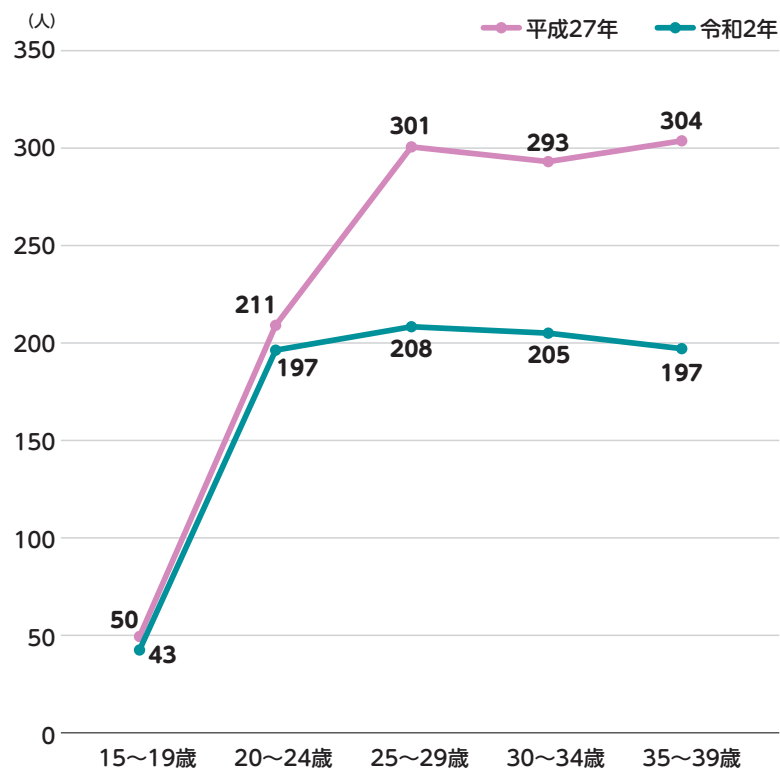
資料:教育総合支援センター

(9) 若者の就労状況

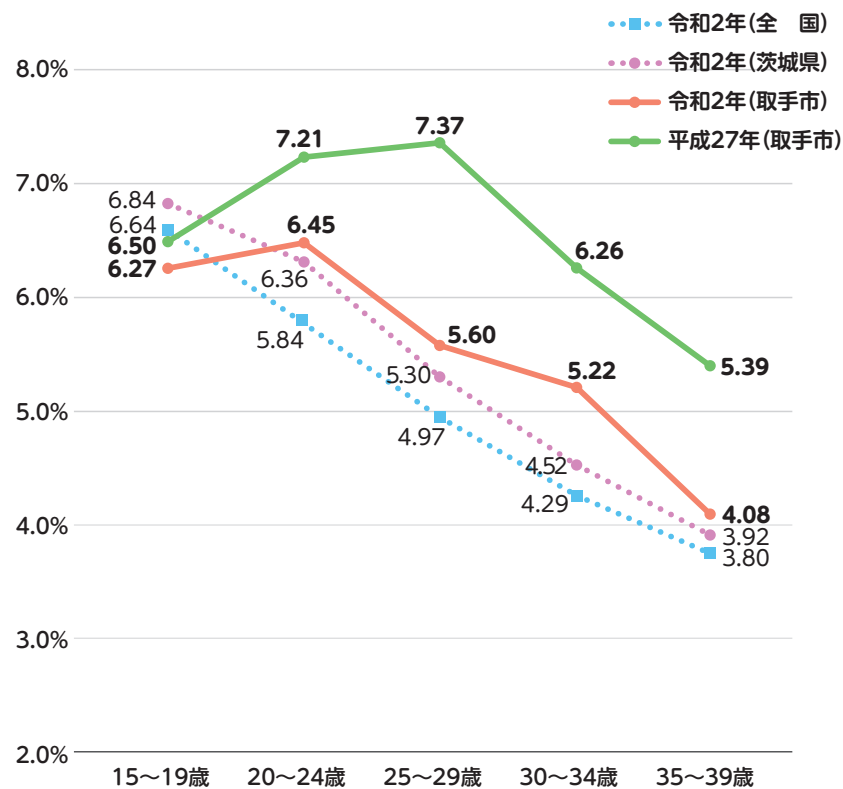
① 若年者の完全失業者数及び完全失業率

本市の若年者の完全失業者数について、平成27年と令和2年の比較では、いずれの年代も減少しており、20代後半以上では大きく減少しています。また、完全失業率についても、平成27年と令和2年の比較では、いずれの年代も低下していますが、10代後半以外で全国、茨城県の平均を上回る水準となっており、特に30代前半で全国、県の水準を大きく上回っています。

【若年者の完全失業者数の推移】



【若年者の完全失業率の推移】

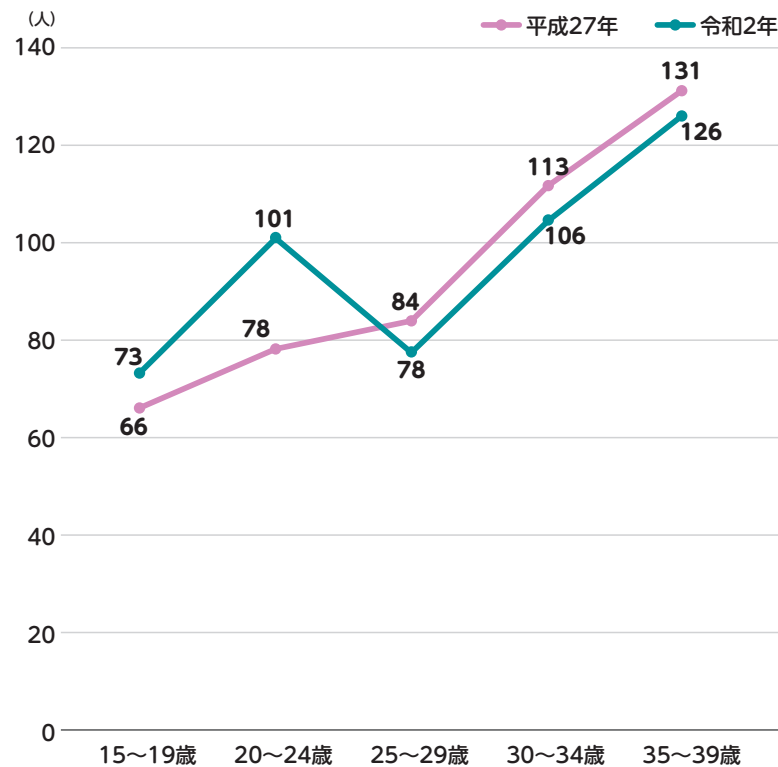


資料:国勢調査(不詳補完値による)

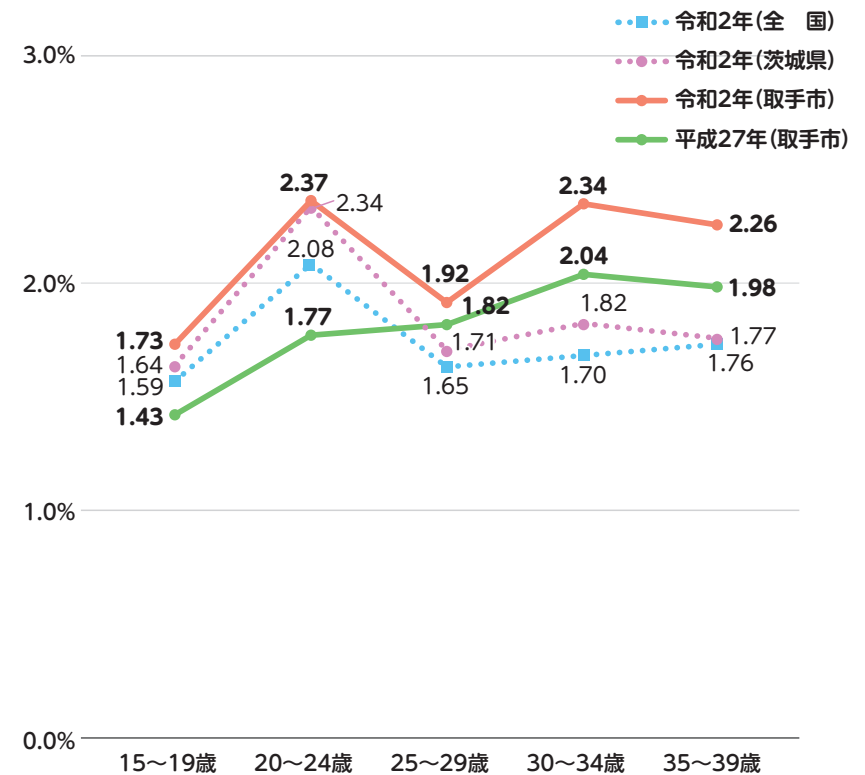
②若年無業者※数及び若年無業者の割合

本市の若年無業者数について、平成27年と令和2年の比較では、10代後半と20代前半で増加しており、特に20代前半の増加が多くなっています。若年無業者の割合を年代別でみると、いずれの年代でも全国、茨城県の平均を上回っており、20代前半で2.37%と最も高くなっているほか、30代で全国、茨城県を大きく上回る水準となっています。

【若年者無業者数の推移】



【若年者無業者の割合の推移】



※若年無業者:総務省が行っている労働力調査における、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者をいう。
国勢調査では、非労働力人口のうち「その他」に分類される。ここでは35～39歳も参考までに掲載している。

資料:国勢調査(不詳補完値による)

2. アンケート調査結果の概要

(1) こどもの生活実態調査

調査の実施概要

- 調査対象：市内公立小学5年生・中学2年生とその保護者(全数)
- 調査期間：令和6年7月1日～7月31日
- 調査方法：学校で案内状を配布し、インターネット経由で回収

対象者	調査対象数	回収数	回収率
小学5年生の児童	711人	599	84.2%
小学5年生の児童の保護者	711人	361	50.8%
中学2年生の生徒	735人	564	76.7%
中学2年生の生徒の保護者	735人	298	40.5%

調査結果の概要（小学5年生・中学2年生の児童生徒と保護者）

児童生徒の概要

家族で一緒に朝食を食べる習慣は、約半数が「毎日」と回答したが、一方で4人に1人(24.1%)は「ほとんどしない」と回答。

世話の内容は家事や兄弟の世話、話し相手、買い物の付き添いなどが上位に上がった。

一方で入浴やトイレの介助が14.7%（約40人）おり、少ない割合ではあるが、程度の重い「ヤングケアラー」も存在している。

等価世帯収入の水準が低いほど、「こども部屋」「インターネットにつながるパソコン・タブレット端末」「ゲーム機」などで、自分専用のものが「ない(ほしい)」の回答割合が高い。

学校の授業の理解度においても、等価世帯収入の水準が高い世帯のこどもほど、理解度が高い傾向がみられる。また、ひとり親世帯よりふたり親等の世帯のこどもの方が、理解度が高い傾向にある。

「あなたが中心となってお世話をしている家族がいるか」に対して、22.5%が「いる」と回答した。約6割が対象は「兄弟」であるが「母親」が44.4%、「父親」が30.1%となっている。

進学希望や、将来の夢についても同様に、等価世帯収入が高いほど希望を持っており、同じくふたり親等の世帯の方がひとり親世帯のこどもより進学希望や将来の夢を持っている割合が高い。

保護者の概要

理想とすることどもの数を実現できない理由は、「教育に係る金銭負担」の割合が圧倒的に高く、次いで「年齢が高齢であること」「仕事と育児の両立が困難」があげられた。

こどもの教育にかかる費用で、負担が大きいと考えられているものとして、「習い事や塾の費用」がいずれの属性でも高い結果となったが、「修学旅行費」「学用品」「部活動・クラブの活動費」は等価世帯収入に反比例する。

今住んでいる地域に対する満足感は、世帯の状況や世帯収入の状況によつての差はあまり見られなかった。

特に重要と思う支援は、いずれの属性においても「こどもの進学にかかる費用」が一番多かった。「無料又は低額の学習支援」や「修学に必要な制服・文具等の学用品、部活動への支援」は等価世帯収入が低いほど必要とされており、等価世帯収入が中央値以上の世帯では「こどもが安心して遊んだり交流できる居場所」が高い傾向であった。

ひとり親世帯の保護者における自身の両親の離婚経験は、ふたり親等の世帯の2倍以上となっている。

保護者の精神状態を問う質問では、ひとり親世帯と等価世帯収入が低い世帯で心理的なストレスが大きい傾向があった。

こどもに習い事をさせていない理由は、「こどもがやりたがらない」が一番多いが、等価世帯収入の水準が中央値の1/2未満の世帯においては、「金銭的な余裕がない」ことが一番の理由。

生活に対する満足度は、保護者よりも満足と回答する割合が高かった。地域に対する愛着は、小学5年生の方が高く、中学2年生では好きではない人が増える傾向にあった。

等価世帯収入が高いほど持ち家率が高く、低いほど賃貸率が高い。また、ひとり親では自分以外の持ち家率、賃貸率が高く、自分の持ち家率はふたり親と比べ約半分。

国の調査では、児童のいる世帯における一人っ子の割合は49.3%（国民生活基礎調査）。本市の調査では、こどもの数は「ふたり」と回答した割合が最も多く50.7%、次いで1人が24.9%、3人以上は23.5%。

放課後の過ごし方において「自宅」の割合が高く、「公園」や「図書館」等の公共施設は低い。心がおちつく場所は、小学5年生では「家族と一緒にくつろぐ部屋」、中学2年生では「自分の部屋」の割合が高い。

91.2%（1,129人）の児童生徒がインターネット機器を所有し、その約65%（741人）がSNSを利用している。

主なSNSはLINEが86%、YouTubeが83.3%、オンラインゲームが64%、TikTokが49.8%、Instagramが42.2%となった。また、総数は多くないものの、インターネットトラブルの経験のある児童生徒も確認できた。

(2) こども・若者の意識と生活に関する調査

調査の実施概要

- 調査対象：市内在住の15歳から39歳までの若者(無作為抽出)
- 調査期間：令和6年7月1日～8月19日
- 調査方法：郵送で案内状を配布し、インターネット経由で回収

対象者	調査対象数	回収数	回収率
15歳～39歳のこども・若者	1,500人	323	21.5%

※「こどもの生活実態調査」「こども・若者の意識と生活に関する調査」の詳細な結果については、「取手市こども計画策定のためのアンケート調査報告書」として市ホームページに掲載しています。

取手市ホームページ

「取手市こども計画」策定に係るアンケート調査の結果



調査結果の概要（15歳から39歳までの若者）

「普段どのくらい外出するか?」の問に対し、「家から出ない」は0.6%、「自室から出ない」は0%となっているものの、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のみだけ外出する」「近所のコンビニなどには出かける」も合わせると全体の約1割程度が普段は家にいると回答。その要因の一番は「妊娠・出産」であるが、19～24歳では「人間関係のトラブル」や「就職の失敗」、35～39歳では「病気」なども理由に挙げられた。

社会生活を円滑に送れなかった経験がある人のうち、学校での問題を原因として回答した人は、全体の約1/3であり、「集団行動が苦手」「いじめの経験」「友達との関係悪化」などが上位にあげられた。
なお、いじめの経験は年齢層が高いほど割合が高い傾向にあった。

地域の活動への参加経験は約9割が「ない」と回答しており、特に25～29歳においては100%ないとの回答だった。

回答者の約半数(50.2%)が、「社会生活を円滑に送れなかった経験がある(あった)」と回答しており、うち半数近くが「人付き合いが苦手」なことが原因と回答しているほか、30代前半では「悩みや不安が相談できない」も理由としてあげる割合が高い。

困りごとや悩みの主な原因は「収入や生活費」が45.2%と最も高く、ついで「将来のこと」43%、「就職や職場」が28.2%となった。

「今住んでいる地域が好きか」の問いに対しては、「好き」と「どちらかと言えば好き」を合わせた割合は約9割。

社会生活を円滑に送れなかった経験がある人のうち、約半数が家族・家庭の問題を原因として回答しており、「親の過干渉」「家庭の貧困」「家族内の不和や離婚」が上位にあげられた。

結婚していない方のうち、約半数は結婚願望があり、また年代による大きな変化は見られなかった。

3.現状から見える本市の課題

(1) 少子化への対応

令和5年に生まれた全国のこどもの数は72万7,277人※となり、統計を開始した1899年以来、最低の数字となりました。1949年に生まれたこどもの数が約270万人だったことを考えると、こどもの数はピークの3分の1以下にまで減少しています。また、令和5年の合計特殊出生率は1.20と過去最低となり、加速度的に少子化が進行しています。

本市の出生数についても減少傾向となっており、令和5年の出生数は502人と10年前との比較で200人近い減少となっています。少子化の要因としては、結婚・出産に対する意識の変化に加え、若い世代の経済的な不安定さを背景とした子育てへの負担感や、核家族化や近所づきあいの希薄化による子育て世代の孤立感が増していることなどが関係していると考えられます。今後も、こどもを持つことを希望する人が、安心して妊娠・出産でき、幸せな子育てができる環境づくりに向けて、切れ目のない支援の充実を図っていく必要があります。

※厚生労働省令和5年(2023～)人口動態統計月報年計(概数)の概況より

(2) こどもの居場所や体験機会の確保

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、こども・若者同士が遊び、育ち、学ぶ機会や、多世代との関わり合いを通じて社会を学び、体験する機会の減少が懸念されています。また、全国的に児童虐待の相談対応件数の増加や不登校、いじめ重大事態の発生件数の増加、自殺するこども・若者の数の増加など、こども・若者を取り巻く環境は一層厳しさを増すとともに課題が複雑かつ複合化しています。

全てのこども・若者が安心して過ごせる居場所を持ち、遊びや様々な体験を通じて幅広い世代の人々と交流し、多様な価値観に接することで、健やかに成長していくことができるよう、こども・若者の視点に立った居場所づくりを推進していくことが求められます。

(3) 配慮が必要なこどもと家庭への支援

国民生活基礎調査(令和4年)によると、18歳未満のこどもの相対的貧困率は11.5%となっており、改善傾向ではあるものの、約9人に1人が相対的貧困の状態にあるといえます。また、日本国民全体の相対的貧困率が15.4%であるのに対し、ひとり親世帯の相対的貧困率は44.5%と、生活に困難を抱える世帯の割合が高くなっています。

加えて、こどもの発達に関する社会意識の変化や理解の広まりにより、発育や発達に不安を抱えるこどもや保護者の支援ニーズが増加・多様化しています。障害の有無や貧困など、置かれた環境に関わらず、一人ひとりの個性や多様性が尊重され、誰一人取り残さない社会の実現に向けたまちづくりに取り組んでいく必要があります。



(4) 若者の自立と社会参加に向けた支援

内閣府が実施した、令和4年度「こども・若者の意識と生活に関する調査」によると15歳～39歳のひきこもり当事者は全国で約61万人、40歳～64歳では約85万人の計約146万人いると推計されています。本市においても、20代～30代の若年層における完全失業率や若年無業者の割合は、全国、茨城県の平均を上回る水準となっており、悩みや不安を抱える若者の自立と社会参加に向けた環境整備が課題となっています。

一方で、本市が15歳から39歳のこども・若者を対象に実施したアンケート調査の結果では、安心して過ごせる居場所や、相談先・相談相手の数が多い人ほど、幸福感や自己肯定感が高く、社会貢献への意欲が高い傾向がみられました。若者の社会的孤立を防ぐとともに、未来を切り開く力を育むことができるよう、相談支援体制の整備や経済的負担の軽減のほか、多様な主体が連携し、地域や社会全体で若者をサポートしていくことが重要です。

(5) こども・若者の権利に関する理解促進

令和5年12月に閣議決定されたこども大綱では、基本的な方針の1つ目の柱として、「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」こと、2つ目の柱として「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」ことを掲げています。

また、こども施策に関するライフステージを通した重要事項として、「こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」が掲げられ、こども・若者自らが権利の主体であることを学ぶことのできる環境を整えとともに、こども・若者に関わる者のみならず、社会全体に向けてこどもの権利に関する普及啓発や理解促進に取り組むことが必要であるとしています。

こども・若者の権利について、こども・若者本人や関わる大人も含め、今後もより多くの市民の理解促進が図られるよう、こどもの権利や未来を大切にするまちづくりに取り組んでいくとともに、地域全体でこども・若者の最善の利益について考えていくことが求められます。

